

経済産業省

20131023 中 第 2 号

平成25年11月22日

関係事業者団体代表者 殿

経 済 産 業 大 臣

下請事業者への配慮等について

我が国の景気は、緩やかに回復しつつあるものの、海外景気の下振れ等が、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、下請事業者をはじめとした中小企業・小規模事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られております。

こうした経済状況を踏まえ、政府は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）違反行為への厳正な対処を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発を行っております。

下請法は「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買ったたき」等の行為を禁止するものであり、政府としては、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に戻させるなど、下請法の厳正な運用に努めております。

また、下請事業者の経営基盤を強化する観点から、親事業者に対して「下請中小企業振興法」（昭和45年法律第145号。以下「振興法」という。）に基づく「振興基準」（別紙参照）の遵守を要請してきたところですが、親事業者の海外展開や国内事業所の再編等の動きが活発化している状況の中で、下請事業者の経営状況も厳しさを増しており、その遵守の重要性は一層高まっております。

このような中、本年9月に改正振興法が施行され、「振興基準」においても、新たに「下請事業者の自主的な事業の運営の推進」や「下請取引に係る紛争の解決の促進」等について定めております。

今後とも我が国経済が健全な発展を遂げ、同時に豊かな国民生活を実現するためには、我が国経済に広範に広がる下請分業システムにおける不公正、不透明な取引を排除するとともに、親企業と下請中小企業とが相互の理解と信頼の下に協力関係を築き、共存共栄を図っていくことが必要です。

その際、下請中小企業の大半が小規模企業であることを踏まえ、親企業は、小規模企業の下請取引の実態、経営の状況等を勘案し、必要な考慮を払うことが必要です。

「振興基準」は、このような観点から、下請事業者に対して努力の方向を示すとともに、これに対して親事業者がどのような協力を行うべきかを示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものです。

また、冒頭で触れました現下の経済状況では、原材料価格等の上昇による影響が立場の弱い下請事業者に不当にしわ寄せされることのないよう配慮するとともに、平成26年4月から消費税率が引き上げられることに伴い、下請事業者に対する下請代金の減額や買ったたき等による消費税の転嫁を拒否する行為が行われることのないよう留意することが必要です。

特に、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないよう配慮することが期待されます。

政府は、10月1日に経済政策パッケージを閣議決定いたしました。主要な内容は、①税制改正のスケジュールを前倒しし、1兆円規模のこれまでにない大胆な減税措置を決定、②秋の臨時国会に産業競争力強化法案や国家戦略特区法案を提出するなど成長戦略を加速、③12月上旬には、競争力強化策や復興の加速など5兆円規模の新たな経済対策を策定、などとなっております。これは、将来にわたって、投資を促進し、賃金を上昇させ、雇用を拡大させ、経済の好循環と力強い成長を実現させることを狙ったものです。親事業者の皆様には、企業収益の改善を下請事業者の支援というかたちで還元し、経済の好循環の実現に向けて一歩を踏み出していただくことが期待されます。

つきましては、貴団体におかれましては、下請事業者が置かれている状況を十分認識いただいた上で、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項を始めとして、「振興基準」の遵守について、周知徹底を図るなど適切な措置を講じるよう要請いたします。

親事業者におかれましては、調達担当者のみならず、役員等責任者が率先して社員教育等に取り組み、**「振興基準」**の幅広い周知に努められるよう併せてお願いいたします。

記

1. 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとする場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告すること。
2. 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定すること。
また、取引対価の決定については、あらかじめ定めた時期や頻度にかかわらず、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、随時再協議のうえ、改定を行うこと。
3. 下請代金の支払については、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。仮に、手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。
4. 親事業者は、事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖、内製化等（以下「工場移転等」という。）に際しては、その計画についての情報を計画の進捗に応じて下請事業者へ逐次提供すること。また、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、積極的な支援を行うこととし、工場移転等の事業再編の早期の段階から、それらの対応に必要な技術・ノウハウの提供、新規取引先の紹介・あっせん等を行うよう努めること。
5. 短期間における経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めること。
6. 親事業者は、下請事業者から取引条件の改善、下請代金支払等下請取引の紛争に関する協議の申し出があった場合には、協議に応じること。また、下請事業者から、下請企業振興協会が行う紛争のあっせん等、裁判外紛争処理手続の利用の申し出があった場合には、手続の活用について応諾すること。